

青木繁の「朝日」(小城高校同窓会黄城会所有、佐賀県提供)

青木繁「朝日」



県重文に4件

文化財保護審答申

佐賀県文化財保護審議会は27日、洋画家の青木繁(1882~1911年)が唐津市滞在時に描いた「朝日」や公益財団法人鍋島報効会が所蔵する明治時代の「小袖地ドレス」、鳥栖市の「藤木遺跡」から出土した弥生時代後期(紀元1世紀)の石製青銅器鑄型4点の計3件を県重要文化財に、武雄市の「御船山楽園」を文化財の県名勝にそれぞれ指定するよう答申した。県名勝の指定は初めてとなる。

朝日は、1910年の作品で青木の油彩画の絶筆とされる。代表作で奔放な筆致の「海の幸」とは対照的に、波のうねりと雲海のか

明治期の小袖地ドレス



小袖地ドレス(公益財団法人鍋島報効会所蔵、佐賀県提供)

御船山楽園(武雄市)初の名勝

なたの太陽が穏やかな画風で描かれている。佐賀の洋画壇発祥の契機となった作品と捉えられ、近代美術史に大きな影響を与えた。

小袖地ドレスは、イタリヤ公使を務めた佐賀藩最後の藩主鍋島直大の妻の宋子夫人が着たと伝わり、西洋文化導入期の1880年代に制作された。武家階級の女性が着用した小袖地を転用し、欧米で流行していたバスル・スタイルを取り入れた和洋折衷のドレスで、優雅さや華やかさが表現されて希少性も高い。

藤木遺跡では、飾り金具「銅釘」を鑄造した鑄型1点が国内で初めて出土。銅釘の製作地は国内か国外か意見が分かれていたが、一部が国内で生産されたことを裏付けた。「銅鋳」や

「銅鋳」の鑄型も見つかかり、鳥栖地域では青銅器生産が弥生時代中期から後期まで継続したことも示した。

御船山楽園は国登録記念物で、江戸時代後期に佐賀藩武雄領主の鍋島茂義が京都から狩野派の絵師を招いて造った庭園を基礎とする。桜や紅葉など四季折々に趣があり、ツツジの開花期はじゅうたんを敷き詰め、たような花と背景の断崖絶壁が調和した景観が見られる。

4月以降に4件が指定されると、県の指定文化財は合計で322件となる。(山本礼史)